



福県医発第 2150 号 (地)
令和 4 年 10 月 31 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

自賠責診療報酬基準案に関する普及ツールについて

昭和 59 年の自動車損害賠償責任保険審議会における答申をうけ、平成元年 6 月より日本医師会・日本損害保険協会・自動車保険料率算定会（損害保険料率算出機構）の三者協議において、交通事故診療における診療報酬算定の基準案が設定されました。

今般、日本損害保険協会において、基準案のさらなる普及に向け、同案の内容を解説するツールが作成された旨、日本損害保険協会より通知がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

自賠医療担当理事 田中英二
会長 島田昇二郎

2022 年 10 月吉日

各 位

一般社団法人 日本損害保険協会
損害サービス企画部自動車グループ

自賠責診療報酬基準案に関する普及ツールのご送付について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は弊会の業務にご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊会では、自賠責診療報酬基準案の普及に向け、同案の内容を解説する普及ツールを作成しており、ご入用の医師会様にご提供申し上げるため、あらかじめご希望を確認しておりました。

今般、2022 年度版の普及ツールの作成が完了いたしましたので、同封のとおりお送り申し上げます。ご査収いただければ幸甚に存じます。

敬 具

[本件に関する問い合わせ先]
一般社団法人 日本損害保険協会
損害サービス企画部自動車グループ
担当：須長
電 話：03-3255-1226
E-mail：songyou-j@sonpo.or.jp

自賠責保険

診療費算定の手引き

基準案の利用について

[2022年10月版]





この冊子は、自賠責保険診療報酬基準案（以下、基準案）浸透・定着に向け、基準案の概要や正確な算定方法等をまとめた手引きです。
医療機関や保険会社において広くご活用ください。

CONTENTS

CHAPTER 01 基準案とは

基準案とは	1
作成経緯	1
基準案の合意	2
自賠責保険（強制保険）.....	2
算定方法のポイント	3

本内容を分かりやすく解説するため、本文中は下記の略称を使用しています。

CHAPTER 02 診療報酬明細書（レセプト）記入方法

記入例	4
記入方法	6

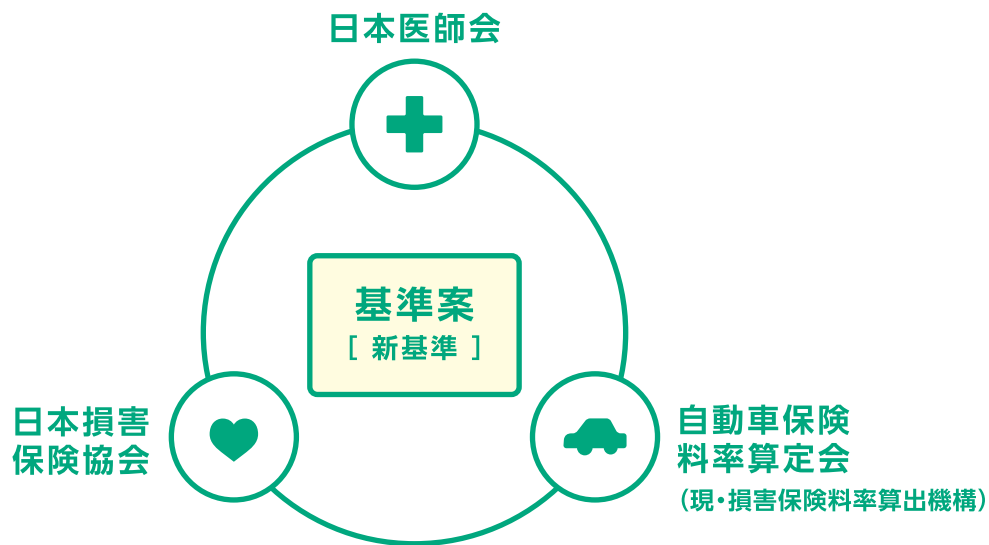
CHAPTER 03 資料

よくある質問	11
お役立ち情報	13

正式名称	略称
自賠責保険診療報酬基準案	基準案
自動車損害賠償責任保険	自賠責保険
健康保険	健保
労働者災害補償保険	労災
自動車損害賠償責任保険審議会	自賠責審議会

基準案とは

基準案は自賠責審議会の答申に基づき、日本医師会、日本損害保険協会、自動車保険料率算定会（現・損害保険料率算出機構）が交通事故診療における診療報酬算定の基準案として設定したものです。**医療業界では「新基準」**とも呼ばれています。



作成経緯

- 1969(昭和44)年 自賠責審議会において、被害者に適正な医療の給付が行われるよう必要な措置について答申
- 1984(昭和59)年 自賠責審議会において、日本医師会の協力を得て、自賠責保険の診療報酬基準の作成を検討するよう答申
- 1989(平成元年)年 **日本医師会との間で基準案の基本合意**が成立
この後、基準案の合意に向けて各都道府県医師会との交渉が開始、2015年に全都道府県合意に至る

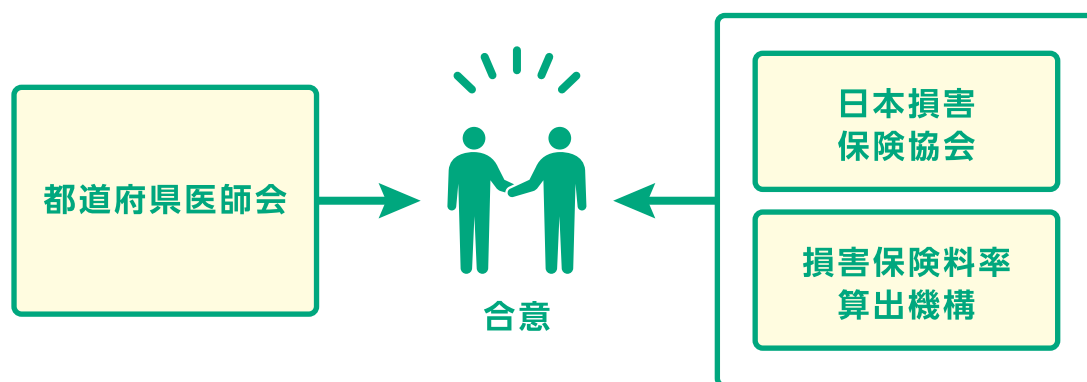
合意内容

1. 自動車保険の診療費については、現行労災保険診療費算定基準に準拠し、薬剤等「モノ」についてはその単価を12円とし、その他の技術料についてはこれに20%を加算した額を上限とする。
2. ただし、これは個々の医療機関が現に請求し、支払いを受けている診療費の水準を引き上げる主旨のものではない。

基準案の合意

都道府県医師会と日本損害保険協会および損害保険料率算出機構で個別に合意していますが、基本的には**全国同じ内容**です。2015年にはすべての各都道府県医師会との合意に至っています。

なお、基準案の使用は強制ではなく、医療機関の判断に委ねられています。(手上げ方式)



自賠責保険(強制保険)

自賠責保険は、交通事故による被害者を救済するため、オートバイ・原付を含むすべての自動車に加入が義務付けられています。



自賠責保険の支払対象

対象になるもの	対象にならないもの(例)
自動車で交通事故を起こし、他人を死傷させた場合に、自賠責保険支払基準で算定された損害額	・物的損害によるもの(被害者の自動車、建物など) ・事故と関係のない損害(事故前からの既往症など)

自賠責保険の支払限度額

ケガのとき	死亡のとき	後遺障害があるとき
120万円まで	3,000万円まで	75万円(14級)～ 4,000万円(1級)まで

※治療費は、健保、自由診療のいずれの請求でも自賠責保険の支払は可能です。

算定方法のポイント

基準案では労災の算定基準に準拠していますが、
マーカ一部分は、労災ではなく、基準案独自の設定・項目です。

薬剂等モノ 	・薬剤 ・フィルム ・特定保険医療材料 ・腰部、胸部又は頸部 固定帯加算 等	点数 × 単価12円
その他技術料 	料金表示のもの ・初診料 ・再診料、再診時療養 指導管理料 ・入院時食事療養費 等	料金 × 1.2 (加算率上限)
	点数表示のもの ・注射手技料 ・創傷処置料 ・検査料 等	点数 × 単価12円 × 1.2 (加算率上限)
初回入院時 諸費用 	2,000円 (上限) ※初回入院時1医療機関につき1回限り	

薬剂等モノとその他技術料の区分を定めている地域もあります。詳細は
各都道府県医師会にお問合せください。

記入例 [入院]

記入方法を理解しやすいよう例を挙げているため、同一事案としての整合性はありません。

2022 年 6 月分 自動車損害賠償責任保険・共済 診療報酬明細書 (入院)

氏名	損保 太郎		※ 1989 年生	受傷日	2022 年 6 月 22 日	診療実日数	5 日
傷病名	右前腕骨折および右下腿打撲		(男) 33 才	初診日	2022 年 6 月 22 日	※ 治療期間	自 2022 年 6 月 22 日 至 2022 年 6 月 26 日
診療内容	点数	診療内容	金額	摘要			
11 初診	85 点	11 初診	3,820 円				
13 医学管理	※※※※※	診 救急医療管理加算	6,900 円				
10 小計	85	10 小計	10,720 円				
21 内服	※※※※※	入院室料加算	5,500 円	5,500×1			
22 外用	※※※※※	2 入院室料×1日間	2,000 円	※普通室満床のため(甲地)			
24 調剤	※※※※※	初回入院時諸費用	7,500 円				
26 麻薬	※※※※※	80 小計	924 円				
27 調基	※※※※※	97 基準	12 円				
20 小計	※※※※※	食	770(労災)×1.2=924				
30 薬剤等	3 回 297	97 小計	11,088 円				
40 薬剤等	3 回 234	診断書料	3,000 円				
50 薬剤等	1 回 1,425	明細書料					
60 薬剤等	1 回 258	摘要					
70 薬剤等	1 回 213	32 ノイロトリン注射液3.6単位3ml	16×3				
80 リハビリテーション等	1 回 285	33 生食500ml/V	19×3				
入院年月日	2022 年 6 月 22 日	点滴(カピテン筋注)50mg IA	11×3				
(病) 診 衣	2595 × 5 日間	手技料	99×3				
急一般	×	創傷処置(100cm ² 未満/右前腕)	(52×1.5)×3				
入院基本料	×	ゲンタシン軟膏3g	3×3				
加算	×	50 創傷処置(筋肉、臓器に達しない/長径5cm以上10cm未満/右下腿)	(950×1.5)×1				
特達・その他	×	キシロカイン2% 5ml	8×1				
		60 尿・糞便等検査 尿一般・尿沈渣	(26+27)×1				
		血液学的検査 末梢血液一般・末梢血液像	(21+25)×1				
		判断料(尿・血液)	(34+125)×1				
		70 X-P 右前腕 写真診断・単純撮影・フィルム6ツ切/枚	(43+60+5)×1				
		緊患 6/26 引き続き入院	110×1				
		80 運動器リハビリテーション料(I)					
		右前腕骨折 2022年6月25日 1日	(190×1.5)×1				
		90 急一般/入院基本料	2,145				
		初期加算(14日以内)	450				
10～90の点数計	15,772 点						
請求額の計算	A (イ×単価×1.2) 227,117 円	B (ロ×単価) 1,920 円	C (ハ×1.2) 12,864 円	D (ニ+ホ+ヘ+ト) 21,588 円	合計 (A+B+C+D) 263,489 円		

上記金額 ¥ 263,489 を ○△□損保会社 殿 (に請求・から受領) 済であることを証明いたします。
(請求または受領のいずれかを抹消し消印してください。)
2022 年 6 月 27 日
所在地 東京都千代田区神田○丁目△番地
名称 ○○医院 (床)
医師名 △△□□ 印
電話 01-2345-6789
この診療報酬明細書は自動車損害賠償責任保険・共済の処理に必要といたしますので、この用紙を使用し診療内容を詳細にご記入願います。

※欄は該当する事項を○で囲んでください。

記入例 [入院外]

項目ごとの留意点は6～10ページをご参照ください。

2022 年 7 月 分		自動車損害賠償責任保険・共済 診療報酬明細書 (入院外)	
氏名	協会 花子	※ 1993 年生 (男) 29 才	受傷日 2022 年 7 月 / 日 初診日 2022 年 7 月 / 日 診療期間 自 2022 年 7 月 / 日 至 2022 年 7 月 27 日
傷病名	左前腕打撲	診療実日数 3 日	※ 転帰 治癒 継続 中止 死亡
診療内容	点 数	診療内容	金額
11 初診 (時間外・休日・深夜・乳幼児)	85 点	11 初診	3,820 円
12 再診 (時間外・休日・深夜)	104 点	12 再診 2 回	2,800 円
13 医学管理		指導管理 1 回	920 円
その他		救急医療管理加算	1,250 円
10 小計	189 点	10 小計	8,790 円
21 内服薬	18 点	21 セフトキシム錠 100mg	6×3
22 外用薬	11 点	22 ゲンタシン軟膏 10g	11×1
23 処方箋	8 点	32 ノイロロビン注射液 3.6 単位 3ml	16×1
25 処方箋	84 点	32 静脈内注射	34×1
26 麻酔		40 創傷処置 (100cm ² 未満/左前腕)	(52×1.5)×1
27 調剤		40 ゲンタシン軟膏 3g	3×1
20 小計	103 点	80 処方せん	68×1
31 皮下筋肉内	34 点		
32 静脈内			
33 その他	16 点		
30 小計	34 点		
40 薬剤等	78 点		
50 薬剤等	3 点		
60 薬剤等			
70 薬剤等			
80 処方せん	68 点		
10～80 点数計	472 点		
請求書の計算	A(イ×単価×1.2) 6,797 円	B(ロ×単価) 576 円	C(ハ×1.2) 10,548 円
			D(ニ+ホ+ヘ) 3,000 円
			合計(A+B+C+D) 20,921 円
通院日に○印を	7月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 計 日		
つけてください	月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 計 日		
※ 上記金額 ¥ 20,921 を ○△□ 損保会社 殿 (に請求 受領) 済であることを証明いたします。 (請求または受領のいずれかを抹消し消印してください。) 2022 年 7 月 31 日 所在地 東京都千代田区神田○丁目△番地 名称 ○○医院 (床) 医師名 △△□□ 印 (電話番号) 01-2345-6789		受付	受付
		※欄は該当する事項○で囲んでください。	

基準案とは

記入方法

資料

記入方法

診療報酬明細書の入院例をベースに解説していますが、入院外で書き方が違う箇所は、

入院外 のマークをご参照ください。

2022年6月分 自動車損害賠償責任保険・共済 診療報酬明細書 (入院)

氏名 損保 太郎 生年 1989 年齢 33 性別 男 受診日 2022年6月22日 診療日 2022年6月22日 診療時間 午後 5時

傷病名 右前腕骨折および右下肢打撲

診療内容

診療内容	点数	薬剤等
11 初診(時間外)休日・深夜・乳幼児	85	
12 再診(時間外)休日・深夜・乳幼児	104	
13 医学管理		
その他		
10 小計	189	

10

- ・【傷病名】は標準的に用いられている傷病名を記入(摘要欄にも記入可)
- ・【受傷日】は事故にあった日を記入
- ・【診療実日数】は入院日数を記入(入退院日はそれぞれ1日として数える)

入院外

【診療実日数】

- ※ 患者または看護している人へ電話等で治療の指示をした場合は1日として数える(回数を摘要欄に記入)
- ※ 同じ日に初診、再診が2回以上でも1日として数える

10 診察(点数)

- ・初診時において、時間外等の加算がある場合には○で囲み点数を記入
- ・特殊な疾患(てんかん、糖尿病など)に対する診療や医療機関が連携して行う治療管理等が行われた場合は13医学管理の欄に健保の診療報酬に準じて記入

入院外

	診療内容	点数	
		技術	薬剤等
11	初診(時間外)休日・深夜・乳幼児	85	*****
12	再診(時間外)休日・深夜・乳幼児	104	*****
13	医学管理		*****
その他			*****
10	小計	189	*****

12再診欄の外来管理加算には、健保の算定と労災の特例扱いを合算して記入、このうち特例扱いの回数は摘要欄に記入

10 診察(金額)

- ・原則として、労災診療報酬明細書の記載要領に準じて記入
- ・初診料の金額を記入し、救急医療を行った際は加算額を記入

入院外

11初診	3,820円	
12再診	2,800円	(特) 52×2
指導管理	920円	再診時療養指導管理料
救急医療管理加算	1,250円	日常生活動作 1回
10小計	8,790円	

- ・12再診の項に回数と金額を記入
- ・再診時療養指導管理料は、外来患者に対して再診時に、日常生活動作に関する指導など療養上の指導を行った場合に指導の都度算定し記入

2022年6月分 自動車損害賠償責任保険・共済 診療報酬明細書 (入院)			
氏名	損保 太郎	生年月日	1989年6月22日
性別	男	年齢	33歳
傷病名	右前腕骨折および右下腿打撲	診療日数	5日
診療科	整形外科	診療時間	2022年6月22日
診療内容	10 診察 3,820円 11 初診 3,820円 12 再診 2,800円 指導管理 920円 救急医療管理加算 1,250円 10小計 8,790円	13 創傷処置 5,500円 14 創傷処置 2,000円 15 創傷処置 7,500円 16 創傷処置 920円 17 創傷処置 770円(労災)×1.2=924円 18 創傷処置 11,088円 19 創傷処置 3,000円 20 創傷処置 8円 21 創傷処置 258円 22 創傷処置 273円 23 創傷処置 285円 24 創傷処置 12,975円 25 創傷処置 12,975円 26 創傷処置 15,772円 27 創傷処置 1,920円 28 創傷処置 12,864円 29 創傷処置 21,588円 30 創傷処置 263,489円	31 創傷処置 5,500円 32 創傷処置 2,000円 33 創傷処置 7,500円 34 創傷処置 920円 35 創傷処置 770円(労災)×1.2=924円 36 創傷処置 11,088円 37 創傷処置 3,000円 38 創傷処置 8円 39 創傷処置 258円 40 創傷処置 273円 41 創傷処置 285円 42 創傷処置 12,975円 43 創傷処置 12,975円 44 創傷処置 15,772円 45 創傷処置 1,920円 46 創傷処置 12,864円 47 創傷処置 21,588円 48 創傷処置 263,489円

20 投薬

- ・健保における診療報酬明細書の記載要領に準じて記入
- ・技術(左側)、薬剤等(右側)にそれぞれの合計点数を記入

項目	要
2/ セフゾンカプセル/100mg	6×3
23 ギンタシン軟膏/10g	11×1

30 注射

- ・手技料、薬剤等は回数と点数を記入
- ・内訳は、摘要欄に診療番号と診療行為や回数を明記

32 ノイロトリン注射液3.6単位3ml	16×3
33 生食500ml / V	19×3
点滴(カピスチン筋注)50mg / A	11×3
手技料	99×3

入院外

30 皮下筋肉内	1回	34	*****
32 静脈内	1回	34	*****
33 その他	1回	34	*****
薬剤等		16	*****
30小計		34	*****

皮下筋肉内、静脈内、その他に回数と点数を記入し使用した薬剤等は全て合算して記入(内訳は摘要欄に記入)

40 処置

- ・摘要欄に該当部位、点数、回数を明記し合計点数を記入
- ・摘要欄に薬名、規格単位(%、mgまたはml等)を明記

40 創傷処置(100cm ² 未満/右前腕)	(52×1.5)×3
ギンタシン軟膏3g	3×3
52×1.5(四肢加算)=78点×3回	

2022年6月分 自動車損害賠償責任保険・共済 診療報酬明細書 (入院)

氏名 損保 太郎 生年月日 1989年6月22日 診療日数 5

年齢 33歳 診療日 2022年6月22日 入院日 2022年6月22日

病名 右前腕骨折および右下腿打撲

診療内容

10 創傷処置(筋肉、臓器に達しない/長径5cm以上/10cm未満/右下腿)	85	3,820
11 創傷処置(筋肉、臓器に達しない/長径5cm未満/右下腿)	85	6,900
12 創傷処置(筋肉、臓器に達しない/長径5cm未満/右下腿)	85	10,720
13 創傷処置(筋肉、臓器に達しない/長径5cm未満/右下腿)	85	5,500
14 創傷処置(筋肉、臓器に達しない/長径5cm未満/右下腿)	85	2,000
15 創傷処置(筋肉、臓器に達しない/長径5cm未満/右下腿)	85	7,500
16 創傷処置(筋肉、臓器に達しない/長径5cm未満/右下腿)	85	924
17 創傷処置(筋肉、臓器に達しない/長径5cm未満/右下腿)	85	770
18 創傷処置(筋肉、臓器に達しない/長径5cm未満/右下腿)	85	11,088
19 創傷処置(筋肉、臓器に達しない/長径5cm未満/右下腿)	85	3,000
20 創傷処置(筋肉、臓器に達しない/長径5cm未満/右下腿)	85	1,425
21 創傷処置(筋肉、臓器に達しない/長径5cm未満/右下腿)	85	258
22 創傷処置(筋肉、臓器に達しない/長径5cm未満/右下腿)	85	273
23 創傷処置(筋肉、臓器に達しない/長径5cm未満/右下腿)	85	285
24 創傷処置(筋肉、臓器に達しない/長径5cm未満/右下腿)	85	12,975
25 創傷処置(筋肉、臓器に達しない/長径5cm未満/右下腿)	85	12,975
26 創傷処置(筋肉、臓器に達しない/長径5cm未満/右下腿)	85	15,772
27 創傷処置(筋肉、臓器に達しない/長径5cm未満/右下腿)	85	1,920
28 創傷処置(筋肉、臓器に達しない/長径5cm未満/右下腿)	85	12,864
29 創傷処置(筋肉、臓器に達しない/長径5cm未満/右下腿)	85	21,588
30 創傷処置(筋肉、臓器に達しない/長径5cm未満/右下腿)	85	263,489

50 創傷処置(筋肉、臓器に達しない/長径5cm以上/10cm未満/右下腿) (950×1.5)×1×8=14,400点

60 創傷処置(筋肉、臓器に達しない/長径5cm未満/右下腿) (26+27)×1×110=4,373点

70 X-P 右前腕 写真診断・単純撮影・フィルム六ツ切/枚 緊要 6/26 引き続き入院 (43+60+5)×1×110=11,088点

80 運動器リハビリテーション料(I) 右前腕骨折 2022年6月25日 /日 (190×1.5)×1=285点

50 手術・麻酔

- 手術名、大きさ、部位を摘要欄に記入
- 薬剤等は薬名、規格単位(%,mgまたはml等)を摘要欄に明記
- 特定保険医療材料を使用した場合は薬剤等に点数を記入し内訳を摘要欄に明記

50 創傷処置(筋肉、臓器に達しない/長径5cm以上/10cm未満/右下腿) (950×1.5)×1×8=14,400点

950×1.5(四肢加算)=1425点×1回

60 検査

- 検査の種類ごとに区分して概要欄に記入
- 薬剤等は、薬名、規格単位(%,mgまたはml等)を摘要欄に明記

60 尿・糞便等検査 尿一般・尿沈渣 (26+27)×1×110=4,373点

血液学的検査 末梢血液一般・末梢血液像 (21+25)×1×110=4,373点

判断料(尿・血液) (34+125)×1×110=4,373点

70 画像診断

- 撮影診断とフィルム等に分けて記入
- 摘要欄に画像診断の種類、撮影部位、フィルムの大きさ、枚数、回数等を明記

70 X-P 右前腕 写真診断・単純撮影・フィルム六ツ切/枚 緊要 6/26 引き続き入院 (43+60+5)×1×110=11,088点

80 その他(点数)

- 摘要欄にリハビリテーションの各項目、区分、算定単位数、実施日数等を明記し、その他欄に合算した点数を記入
- 薬剤等は、薬名、規格単位(%,mgまたはml等)を摘要欄に明記

80 運動器リハビリテーション料(I) 右前腕骨折 2022年6月25日 /日 (190×1.5)×1=285点

190×1.5(四肢加算)=285点×1回

入院外

80 処方せん	/回	68	※※※※※※
その他リハビリテーション等			※※※※※※
薬			※※※※※※

処方せんを交付した場合は、回数、点数を記入

2022年6月分 自動車損害賠償責任保険・共済 診療報酬明細書 (入院)

氏名 損保 太郎 生年 1989 性別 男 保険種別 2022年6月22日 診療開始日 2022年6月22日 診療終了日 2022年6月26日 診療日数 5

右前腕骨折および右下腿打撲

診療内容

診療内容	点数	金額
11 初診 (初回)	85	
12 再診	85	
13 入院	258	
14 手術	213	
15 処置	285	
16 検査	258	
17 薬	213	
18 材料	285	
19 看護	258	
20 検査	213	
21 材料	285	
22 看護	258	
23 検査	213	
24 材料	285	
25 看護	258	
26 検査	213	
27 材料	285	
28 看護	258	
29 検査	213	
30 材料	285	
31 看護	258	
32 検査	213	
33 材料	285	
34 看護	258	
35 検査	213	
36 材料	285	
37 看護	258	
38 検査	213	
39 材料	285	
40 看護	258	
41 検査	213	
42 材料	285	
43 看護	258	
44 検査	213	
45 材料	285	
46 看護	258	
47 検査	213	
48 材料	285	
49 看護	258	
50 検査	213	
51 材料	285	
52 看護	258	
53 検査	213	
54 材料	285	
55 看護	258	
56 検査	213	
57 材料	285	
58 看護	258	
59 検査	213	
60 材料	285	
61 看護	258	
62 検査	213	
63 材料	285	
64 看護	258	
65 検査	213	
66 材料	285	
67 看護	258	
68 検査	213	
69 材料	285	
70 看護	258	
71 検査	213	
72 材料	285	
73 看護	258	
74 検査	213	
75 材料	285	
76 看護	258	
77 検査	213	
78 材料	285	
79 看護	258	
80 検査	213	
81 材料	285	
82 看護	258	
83 検査	213	
84 材料	285	
85 看護	258	
86 検査	213	
87 材料	285	
88 看護	258	
89 検査	213	
90 材料	285	
91 看護	258	
92 検査	213	
93 材料	285	
94 看護	258	
95 検査	213	
96 材料	285	
97 看護	258	
98 検査	213	
99 材料	285	
100 看護	258	
101 検査	213	
102 材料	285	
103 看護	258	
104 検査	213	
105 材料	285	
106 看護	258	
107 検査	213	
108 材料	285	
109 看護	258	
110 検査	213	
111 材料	285	
112 看護	258	
113 検査	213	
114 材料	285	
115 看護	258	
116 検査	213	
117 材料	285	
118 看護	258	
119 検査	213	
120 材料	285	
121 看護	258	
122 検査	213	
123 材料	285	
124 看護	258	
125 検査	213	
126 材料	285	
127 看護	258	
128 検査	213	
129 材料	285	
130 看護	258	
131 検査	213	
132 材料	285	
133 看護	258	
134 検査	213	
135 材料	285	
136 看護	258	
137 検査	213	
138 材料	285	
139 看護	258	
140 検査	213	
141 材料	285	
142 看護	258	
143 検査	213	
144 材料	285	
145 看護	258	
146 検査	213	
147 材料	285	
148 看護	258	
149 検査	213	
150 材料	285	
151 看護	258	
152 検査	213	
153 材料	285	
154 看護	258	
155 検査	213	
156 材料	285	
157 看護	258	
158 検査	213	
159 材料	285	
160 看護	258	
161 検査	213	
162 材料	285	
163 看護	258	
164 検査	213	
165 材料	285	
166 看護	258	
167 検査	213	
168 材料	285	
169 看護	258	
170 検査	213	
171 材料	285	
172 看護	258	
173 検査	213	
174 材料	285	
175 看護	258	
176 検査	213	
177 材料	285	
178 看護	258	
179 検査	213	
180 材料	285	
181 看護	258	
182 検査	213	
183 材料	285	
184 看護	258	
185 検査	213	
186 材料	285	
187 看護	258	
188 検査	213	
189 材料	285	
190 看護	258	
191 検査	213	
192 材料	285	
193 看護	258	
194 検査	213	
195 材料	285	
196 看護	258	
197 検査	213	
198 材料	285	
199 看護	258	
200 検査	213	
201 材料	285	
202 看護	258	
203 検査	213	
204 材料	285	
205 看護	258	
206 検査	213	
207 材料	285	
208 看護	258	
209 検査	213	
210 材料	285	
211 看護	258	
212 検査	213	
213 材料	285	
214 看護	258	
215 検査	213	
216 材料	285	
217 看護	258	
218 検査	213	
219 材料	285	
220 看護	258	
221 検査	213	
222 材料	285	
223 看護	258	
224 検査	213	
225 材料	285	
226 看護	258	
227 検査	213	
228 材料	285	
229 看護	258	
230 検査	213	
231 材料	285	
232 看護	258	
233 検査	213	
234 材料	285	
235 看護	258	
236 検査	213	
237 材料	285	
238 看護	258	
239 検査	213	
240 材料	285	
241 看護	258	
242 検査	213	
243 材料	285	
244 看護	258	
245 検査	213	
246 材料	285	
247 看護	258	
248 検査	213	
249 材料	285	
250 看護	258	

合計 263,489 円

90 入院

- ・病院、診療所別、病衣貸与料の該当するものを○で囲み、入院基本料の種類別等を記入
- ・加算等（地域加算、看護補助加算、看護配置加算等）がある場合には、持込・その他欄に記入し、摘要欄に点数の内訳を明記

90 急一般/入院基本料 2,145
初期加算(14日以内) 450

【診断書】、【明細書】を発行した場合には、数量と金額を記入（料金の定めはない）

80 その他(金額)

- ・入院室料加算の場合は、○人部屋、日数、金額を記入



入院室料加算は病室の種類、地域区分によって金額が異なります

※2人部屋で甲地の場合：5,500円(上限)

※加算率がある都道府県については加算率(加算上限×1.2)を乗じた金額を記入

- ・治療用装具等を算定した場合や、初回入院時諸費用は、空欄に記入



初回入院時諸費用は1医療機関につき

初回入院時1回限り2,000円(上限)を算定

97 食事

- ・1食の所定の料金に加算率を乗じた金額と食事回数を記入



食事には所定の加算率を乗じた金額を記入

※食事770円 × 1.2(加算上限) = 924円

2022 年 6 月分 自動車損害賠償責任保険・共済 診療報酬明細書 (入院)

氏名	損保 太郎		生 年	1989	受 傷 日	2022 年 6 月 22 日	診療実日数	5
性別	(男)		年 齢	33 才	初 診 日	2022 年 6 月 22 日	診 察 日	5
傷病名	右前腕骨折および右下腿打撲				診 療 期 間	自 2022 年 6 月 22 日 至 2022 年 6 月 26 日	療 養 所	療 養 所
診療内容	点 数	診療内容	金 額	備 考				
11 初 診 (時間外) 休日・深夜・乳幼児診察	85 点	11 初 診	3,820 円					
13 医学管理		13 救急医療管理加算	6,900 円					
10 小 計	85	10 小 計	10,720 円					
21 内 服	単位	80 入院室料加算	5,500 円	5,500×/				
22 外用	単位	2 入院室料×/日間	2,000 円	※普通室満床のため				
24 調剤	×/日	初回入院時諸費用	2,000 円	(甲地)				
26 麻薬	×/日	80 小 計	7,500 円					
27 調剤	×/日	97 基準	924 円×/2					
20 小 計		食	770(労災)×/2	=924				
30 薬剤等	3 回	97 小 計	11,088 円					
40 薬剤等	3 回	診断書料	3,000 円					
50 薬剤等	1 回	明確書料						
60 薬剤等	1 回							
70 薬剤等	1 回							
80 ファイルム・薬剤等	1 回							
90 入院	2595 × 5 日間							
90 小 計	12,975							
10 ~ 90 の点数計	15,772							
請求額の計算	A (単価×I.2)	B (単価)	C (単価×I.2)	D (単価×I.2)	合計 (A+B+C+D)			
	227,117 円	1,920 円	12,864 円	21,588 円	263,489 円			

A

B

C

D

最後にA、B、C、Dの金額を計算し、A～Dの合計により金額を算出する



AとC(その他技術料)の項には基準案の加算額が適用される

- A** 技術の点数計(イ) 15,772点 × 単価12円 × **1.2(加算上限)** = **227,117円**
- B** 薬剤等の点数計(ロ) 160点 × 単価12円 = **1,920円**
- C** 診察計(ハ) 10,720円 × **1.2(加算上限)** = **12,864円**
- D** その他計(ニ) 7,500円 + 食事計(ホ) 11,088円 + 診断書(ヘ) 3,000円 = **21,588円**

A+B+C+D = 合計 263,489円

入院外

80 その他	ニ	円
診断書料	/	通 3,000 円
明確書料	通	へ

入院外は食事の欄がないためD欄は、
(二) その他(ホ) 診断書(ヘ) 明細書を合算する

よくある質問

**Q1**

**必ず基準案で請求しなければならないですか？
従来どおりの請求では、受け付けてもらえないですか？**

基準案は、採用の可否を医療機関で決定いただく「手上げ方式」です。従来どおりの自由診療による請求でも受け付けられます。

**Q2**

**基準案に変更する場合には、医師会や保険会社等に
届け出る必要はありますか？**

必要ありません。基準案用の診療報酬明細書に記入のうえ、請求する保険会社に送付してください。なお、基準案用の診療報酬明細書を取り寄せる必要がある場合は、請求先の保険会社に連絡してください。

**Q3**

**診断書や診療報酬明細書の様式は変わりますか？
また、共に毎月請求しなければならないのですか？**

診断書に変更はありませんが、診療報酬明細書は専用の用紙を用意しています。請求については、保険会社から患者、医療機関双方への早期支払いのため、できるだけ毎月提出してください。なお、月末の事故ではこの限りではありません。

**Q4**

**他の都道府県に住んでいる患者が来院した場合には、
基準案は使えますか？**

使えます。基準案を採用した医療機関であれば、患者の住所に係わらず基準案によって算定することができます。



Q5

労災保険で認められている療養の
給付請求書取扱料2,000円は請求できますか？

請求できません。診断書料、診療報酬明細書料が療養の給付請求書取扱料に代わる文書料です。



Q6

初回入院時諸費用は、他の医療機関から転医して
入院した場合でも算定できますか？

算定できます。なお、初回入院時に1医療機関1回限りであるため、同一医療機関での再入院の場合は算定できません。



Q7

任意一括払いで保険会社に請求しましたが、
2カ月以上も支払われない場合どうしたらよいですか？

保険会社は、基準案導入の際、医療機関から請求を受理した翌月末までに支払うことを合意しています。2カ月以上支払いがない場合には、保険会社に督促してください。



Q8

医療機関独自の請求項目やルールを設けていますが、
基準案導入後も利用してもよいですか？ また、基準案の内容を
アレンジして請求することは可能ですか？

基準案での請求をする場合は、医療機関独自の請求を併用することは認められません。

お役立ち情報

本冊子の解説動画をホームページに掲載しています



- パソコン、タブレット、スマホで閲覧可能です
- 解説動画は、ナレーションや字幕で視聴できます

https://www.sonpo.or.jp/medical_kijyunann/



交通事故被害者のために

交通事故の被害者に最低限知っておきたいポイントをまとめた冊子

https://www.sonpo.or.jp/report/publish/bousai/trf_0001.html



医療費請求のしおり

医療機関の日常の実務において、請求手続きをわかりやすくまとめた冊子

※本冊子は、各都道府県で開催されている自賠責保険研修会を通じて配付しております。

自賠責保険

診療費算定の手引き

(基準案の利用について)



発行日: 2022年10月

発行者: 一般社団法人 日本損害保険協会

〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2-9

<https://www.sonpo.or.jp/>

